

農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件 新旧対照表

○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準（平成30年3月29日農林水産省告示第696号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
<p>1 認証を行う機関に関する基準</p> <p>日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第16条第1項第1号（法第36条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p>表1 認証を行う機関に関する基準</p> <table border="1" data-bbox="120 544 1075 676"><thead><tr><th>農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td>ISO/IEC 17065</td></tr><tr><td>人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理（JAS 0012）</td><td></td></tr><tr><td><u>持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS 0013）</u></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2（略）</p>	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17065	人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理（JAS 0012）		<u>持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS 0013）</u>		<p>1 認証を行う機関に関する基準</p> <p>日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第16条第1項第1号（法第36条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p>表1 認証を行う機関に関する基準</p> <table border="1" data-bbox="1151 544 2105 676"><thead><tr><th>農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td>ISO/IEC 17065</td></tr><tr><td>人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理（JAS 0012）</td><td></td></tr><tr><td>（新設）</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2（略）</p>	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17065	人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理（JAS 0012）		（新設）	
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準																
（略）	ISO/IEC 17065																
人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理（JAS 0012）																	
<u>持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS 0013）</u>																	
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準																
（略）	ISO/IEC 17065																
人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理（JAS 0012）																	
（新設）																	